

日本産婦人科・新生児血液学会 寄附金等取り扱い規程

(目 的)

第1条 この規程は日本産婦人科・新生児血液学会（以下「当学会」という）が受領する寄附金に関し、経理規定その他関連する諸規定に基づき公正かつ適正に執行することを目的とし、透明性を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において寄附の受け入れとは、本学会に対し、個人または団体が学会の行う事業に協賛して個人または団体の自由意志に基づいて提供することを申し出た金品を受領すること、もしくは学会が事業遂行のために金品を募ることに賛同して提供された金品を受け入れることをいう。次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附 用途を特定せずに寄附した金品
- (2) 用途特定寄附 用途をあらかじめ特定して公募し、それに応じて寄附した金品
- (3) 特別寄附 用途を特定して寄附した金品

(受入基準)

第3条 当学会は、寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金等を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
 - ① 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
 - ② 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - ③ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
 - ④ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること
 - ⑤ その他理事会が当学会の運営上支障があると認める条件
- (2) 寄附金等を受け入れることにより、当学会の業務、財政、または名誉に負担または支障が生じると認められるとき、その他寄附金等が学会会則第1章第2条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき

(受入手続き)

第4条 寄附金等を当学会に寄附しようとする者は、様式1による書面で寄附の申し込みを行う。

2 当学会は、前項により寄附の申込を受理したときは、庶務担当幹事により第3条の基準に該当しないことを確認のうえ受入れの可否を決定し、理事会へ報告する。

3 寄附金等を当学会に寄附しようとする者が特定の用途を指定した場合についてはその目的を有する特別会計に、用途を特定しない場合は一般会計に繰り入れ、目的に応じた勘定科目に従って支出する。支出に際しては、幹事会で審議し、理事会に諮った上で、監査監事の監査をうけるものとする。なお、指定された用途後に剰余金等が発生した場合は、理事会にその用途を一任する。

4 寄附を受けた物品については、その目的に応じて活用することができるものとする。な

お、固定資産に該当する物品については、寄附受入時の時価をもって固定資産とする。

5 寄附金等の提供は、税制上の優遇措置対象とはならない旨を書式をもって寄附者に通知する。

(受領書等の送付)

第5条 一般寄附、使途特定寄附または特別寄附を受領したときは、礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、当学会の事業に関連する寄附金等である旨、寄附金額または品名及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄附金等に係る結果の報告)

第6条 当学会は、寄附者の求めに応じて当該寄附金総額や寄附品名、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開をもってこれに代えることができるものとする。

2. 当学会は、寄附者の求めに応じて当該寄附金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開をもってこれに代えることができるものとする。

(寄附の募集)

第7条 特別な目的のために寄附を募集する際は、趣意書等を作成しその目的、使途等を明らかにするとともにその結果について公表することとし、事前に理事会の承認を経ることとする。

(その他)

第8条 本規定に定めるもののほか、寄附金等の取扱いに関して必要な事項は理事会の議決を得て別に定めることができる。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、令和3年6月4日から施行する。